

株式会社 きん え い

定 款

制定	昭和12.	5. 12
改定	昭和26.	9. 8
	昭和33.	9. 18
	昭和40.	3. 20
	昭和40.	9. 17
	昭和45.	3. 23
	昭和48.	9. 27
	昭和50.	3. 28
	昭和52.	4. 26
	昭和57.	4. 28
	昭和57.	10. 1
	平成 3.	4. 25
	平成 6.	4. 27
	平成10.	4. 28
	平成10.	12. 2
	平成14.	4. 26
	平成15.	4. 25
	平成19.	4. 26
	平成21.	4. 28
	平成22.	1. 6
	平成25.	4. 26
	平成25.	6. 1
	平成28.	4. 27
	令和 4.	4. 26

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社きんえいと称する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 映画、演劇その他の各種興行
- (2) 映像製品、音響製品の販売
- (3) 食堂及び喫茶店の経営並びに酒類及びタバコの販売
- (4) 娯楽場、プレイガイド及び駐車場の経営
- (5) 不動産の売買、貸借、仲介、斡旋、鑑定評価及び維持管理
- (6) 前各号の目的達成に関連のある一切の業務

(本店)

第 3 条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、大阪市において発行する産経新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、800 万株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権

利

(4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年4月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年1月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

② 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第18条 当社の取締役は3名以上とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(報酬等)

第22条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第25条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(相談役)

第26条 当社の重要業務に関し意見を求めるため、取締役会の決議によって相談役若干名を置くことができる。

(取締役との責任限定契約)

第27条 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第 28 条 当社の監査役は 3 名以上とする。

(選任方法)

第 29 条 監査役は、株主総会において選任する。

② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(常勤の監査役)

第 30 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(任期)

第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(補欠監査役の選任に係る決議の効力)

第 32 条 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、当該選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(報酬等)

第 33 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役会の招集通知)

第 34 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規則)

第 35 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役との責任限定契約)

第 36 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 37 条 当社の事業年度は、毎年 2 月 1 日から翌年 1 月 31 日までの 1 年とする。

(期末配当の基準日)

第 38 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 1 月 31 日とする。

(中間配当)

第 39 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 7 月 31 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 40 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附 則

1. 変更前定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第 15 条（電子提供措置等）の新設は、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である令和 4 年 9 月 1 日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 15 条はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から 6 ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。